

避難計画 更新弁論

1 原告ら訴訟代理人の稲村です。

私たちは準備書面 22 で、現在つくられている原発事故避難計画では原発再稼働は到底認められないことを主張しました。この更新弁論で改めて説明します。

2 そもそも、なぜ、この訴訟で、原発事故時の避難計画が争点となるのか。

それは、新規制基準では原発の過酷事故を防げないからです。福島第一原発事故を経た今、原発に絶対の安全がないことが明らかとなりました。今では国も電力会社も原発に絶対の安全があるとは決して言わず、新規制基準でも、過酷事故が起こり得ることが前提とされています。

過酷事故が起きたとき、放出される放射性物質を完全に抑え込む術はなく、残念ながら、周辺住民は逃げるしかありません。逃げるのが、原発事故に対する住民防護の最後の砦となります。逆に言えば、最後の防護手段である避難ができないのであれば、原発事故時に住民を守れないということです。原発事故時の避難計画は、原発施設のハード面に対する安全対策と同等の重要性をもちます。したがって、原発施設のハード面の安全対策が万全でないときに原発稼働が許されないのと同様、避難計画に実効性がなければ原発稼働は許されません。

平成 25 年 6 月、国は、原発事故時の避難計画を作成するための指針（原子力災害対策指針）を策定しました。現在、この指針に基づき、原発立地自治体、その周辺自治体において避難計画の策定、その計画に基づいた諸施策の実施が進んでいます。

しかし、これから述べるとおり、現在つくられている避難計画では住民は安全に避難することができません。

3 現在の避難計画の問題点を考えるにあたって、私たちはどのような物の考え方をすべきでしょうか。

(1) 避難計画を考えるにあたって私たちが何よりも参考にすべきは、机の上でされたシミュレーションなどではなく、実際に生じた福島第一原発事故です。福島第一原発事故で生じた被害を明らかにし、その被害を防ぐにはどのような計画を作成すべきかを逆算して考えなければなりません。

私たちは準備書面 22 で福島第一原発事故によって生じた被害を、「避難」という観点から詳細に論じました。被害を直視することは、すなわち、「避難」のあり方を考えることだからです。

(2) ここで、ごく簡単に、福島第一原発事故で生じた被害を、事故発生直後、避難生活中、避難生活終了時の段階に分けて述べ、どのような避難計画が必要とされるかを述べます。

ア 事故発生直後、住民は正しい情報もないまま着の身着のまま避難を開始しました。医療関係の書類を持ち出せなかったために、後に体調を悪化させる人もいました。避難途中、道路では大渋滞が起こり、普段なら 20 分で行ける道が 5 時間かかりました。国が場当たりの避難範囲を拡大したため、住民はその度に避難を繰り返さなければならず、福島第一、第二原発に近い町の住民の 70% 前後が 4 回以上の避難を強いられました。住民は、この間、精神的にも身体的にも疲れ果て、被ばくしました。

福島第一原発から 20 km 圏内にあった病院、介護老人保健施設では、避難途中で、患者や入所者が次々に亡くなりました。国会事故調査委員会によれば、平成 23 年 3 月末までに、少なくとも 60 人の方が亡くなっています。原発事故さえなければ、永らえた命です。

原発事故による混乱は、多くの方々の命を奪いました。

イ 次に、避難生活中に生じた被害を見ます。

福島では、事故からまる 4 年が経っても、多くの方々が避難生活を続

けています。福島県からの県外避難者だけを見ても、平成26年3月時点で約4万7000人が避難しています。原発事故による長期避難生活は、住民に重い負担を課しています。家族は分断され、地域で培われてきたコミュニティも失われました。住民の多くが生業や生きがいを失い、心身の健康も蝕まれています。例えば、双葉町で200年以上農家を営んできた舘林てる子さん（78歳）は、事故後、いわき市のアパートに避難しました。てるさんは、事故前までは毎日田畑に出て草取りをしていましたが、避難後、急速に足腰が弱り、一人で階段を上ることすらできなくなりました。

平成26年3月末時点で、福島県の震災関連死の死者数は1704名に上ります。この中には、自死した者13名も含まれています。残念ながら、原状では、避難生活が続く限り、この被害は拡大していくでしょう。

ウ 帰還する場合にも被害が生じます。

現在、国は、一部地域について、帰還政策をとっています。

しかし、原発事故によって近隣自治体とのあらゆる共存関係が断たれたこと、放射線被ばくへの不安が払拭できないために、帰還は進んでいません。例えば、平成24年1月末に帰村宣言を発した川内村は、10歳未満の帰村率が10%程度に過ぎず、高齢化率は事故前の2倍にものぼってしまいました。他の市町村でも同様の事態が生じています。原発事故でコミュニティや人とのつながりはほとんど失われてしまいました。

- 4 以上述べたとおり、福島第一原発事故の経験からすれば、避難計画は、事故直後に住民を安全に逃がし、混乱による被害を防ぐことはもちろん、長期にわたる避難生活の負担を取り除き、汚染されたふるさとの原状回復を行うものでなければなりません。

しかし、現在つくられている避難計画は、そのようなものになっていません。

例えば、国は、避難範囲を30km圏内に限定していますが、狭すぎます。福島第一原発事故時、国は、250km圏内の避難まで検討したのですから、避難計画をつくる範囲は250km圏まで想定すべきことは明らかです。福島第一原発事故で実際に避難を余儀なくされた範囲をみても、原発から50km離れた飯舘村が汚染され、村民は帰村できなくなりました。現実から目を背け、30km圏内の避難でいいとする国の指針が誤っていることは明らかです。福島第一原発事故時、住民が複数回やみくもに避難させられ、重大な被害が生じたことの教訓が全く生かされていません。

さらに、原発事故は住民に長期避難生活を強いますが、長期避難への対策はほとんど定められておらず、ふるさとの原状回復に不可欠な、放射性廃棄物の処分・管理方法も定められていません。他にも、事故時に被ばくした者への医療の提供についても、体制が不十分であると国会事故調査委員会で指摘されていたのに、解決されていません。

市町村レベルで作成されている避難計画をみても、長期避難計画はもとより、事故直後の避難のレベルでさえ、十分な情報伝達手段が確保できていない、自家用車で確実に避難できる保証がない、高齢者や病者などの要援護者の避難手段が確保できていない、避難受入れ地域となる自治体が受入れのための物資や人員を確保できていない、30キロメートル圏外の地域の避難が必要になった際の避難計画がない、など多くの問題を抱えています。

結局のところ、現在の避難計画では、住民は事故直後ですら安全に避難することができません。福島第一原発事故時の被害が再び発生することは明らかです。

5 最後に、現在の避難計画が、国際基準も満たしていないことを述べます。

国際原子力機関 IAEA は、原発の安全対策はそれぞれ独立した5層の防

護によって行うこと（深層防護）とし、その5層目の防護は、発電所外での緊急時対応を準備しておくこと、すなわち実効性のある避難計画をプラント建設前に策定しておかねばならないとしています。

この国際基準に基づき、アメリカでは、放射能が放出される緊急事故時に十分な防護措置が取られる保証があるとNRC（日本の原子力規制委員会にあたる組織）が判断しなければ、原発の運転許可も建設許可も認められません。実際、アメリカのショーラム原子力発電所は、自治体や住民が同意できる緊急時避難計画を策定できず、商業運転を行う前に廃炉となりました。

安倍首相は「日本の原発の安全基準は世界一」と言いましたが、日本の原発は国際基準すら満たしていないのです。

- 6 現在の原発避難計画は、長期避難生活から生じる被害どころか、事故直後に生じる被害すらも防ぐことができません。国際基準も満たしません。むしろ加害性をもった計画であるとすらいえます。

住民を放射性物質から守るための防護の砦の1つが崩れている以上、原発の稼働は許されません。

以上